

信州大学が目指すべき GPA の形について

加藤 鉦三 奉 鉦 京

キーワード：GPA 厳格な成績評価 納得できる成績評価 形成的評価

1. はじめに

信州大学は GPA 導入を考えており、それに向けて、全学的な GPA 勉強会を 2010 年 9 月 8 日、同年 11 月 9 日の二回に分けて開催した。9 月のものは GPA の概要と GPA に関する国内での状況説明が主内容であり、11 月のものは GPA に関する海外での状況の説明が主内容であった。いずれも発表者は筆者 2 名であった。本稿では、前半部分で GPA そのものとそれを取り巻く状況を概観し、後半部で 2 回の GPA 勉強会で出された質問に対する回答の形で、信州大学が目指すべき教育文化について考察する。

2. GPA の概要

GPA は grade point average (評定点平均値) の略称である。中央教育審議会答申『学士課程教育の構築に向けて』(平成 20 年 12 月 24 日)は、次のように、日本の個々の大学に対し GPA を導入すること、しかもそれは「国際的に GPA として通用する仕組み」でなければならないこと、の 2 点を明らかに求めている。また、「評価の設定を標準的な在り方に揃える」という部分も非常に重要である。

(1) ◆ GPA 等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用する。

GPA を導入・実施する場合は、以下の点に留意する。

- ・ 国際的に GPA として通用する仕組みとする (例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど)。(同答申 p.27, 下線は筆者)

『用語解説』の中で GPA は次のように紹介されている。

【GPA : Grade Point Average】(p 20, 26, 27等)

アメリカにおいて一般的に行われている学生の成績評価方法の一種、一般的な取扱いの例は次のとおりである。

- ① 学生の評価方法として、授業科目ごとの成績評価を5段階(A, B, C, D, F)で評価し、それぞれに対して4・3・2・1・0のグレード・ポイントを付与し、この単位当たり平均(GPA, グレード・ポイント・アベレージ)を出す。
- ② 単位修得はDでも可能であるが、卒業のためには通算のGPAが2.0以上であることが必要とされる。
- ③ 3セメスター(1年半)連続してGPAが2.0未満の学生に対しては、退学勧告がなされる。

(但し、これは突然退学勧告がなされるわけではなく、学部長等から学習指導・生活指導等を行い、それでも学力不振が続いた場合に退学勧告となる。)

なお、このような取扱いは、1セメスター(半年)に最低12単位、最高18単位の標準的な履修を課した上で成績評価し、行われるのが一般的である。

ここで注意しておきたいのは次の点である；

- (2) 中教審はアメリカの大学でのGPA制度を一般的として紹介しているところから、「国際通用性あるGPA制度」について、文部科学省はアメリカのものを想定しているものと考えておかなければならない
- (3) ②で言うように、そこでの最低合格評定は、信州大学でのC「可」ではなく、D「水準には達していないが不合格とはしない」である
- (4) ②で言うように、GPAが2.0以上あることが卒業要件として課されている

北米大学での標準的なGPA制度では、DのGP(評定点)は1.0である。そのため、Dを多くの授業で取ると、GPA(評定点平均値)が2.0に達しない、ということが十分起こり得る。このように、最低合格評定が、C(GP=2.0)ではなくD(GP=1.0)であることは、GPAを卒業要件にすることとセットにして初めて意味が出てくるものである。つまり、GPAを卒業要件にすることは、「多くの授業で合格最低点を取るような学生は卒業させない」という、大学の質保証に関わるメッセージとするという意味がある。

GPAの計算式は、例えば一橋大学では次のものが用いられている。

$$4 \times A \text{ 取得単位数} + 3 \times B \text{ 取得単位数} + 2 \times C \text{ 取得単位数}$$

$$(5) \frac{\quad + 1 \times D \text{ 取得単位数} \quad + 0 \times F \text{ 取得単位数}}{\text{総履修登録単位数}}$$

(5)の横線の上が計算式の分子，下が分母である。実際のところ，これに類する計算式は，信州大学の多くの学部で奨学金や授業料免除対象者を決める際等ですでに用いられている。しかしそこでは多くの場合，分母には不合格になった授業の単位数や，途中放棄した授業の単位数は含まれていない。しかし「標準的な」GPAではそれらも必ず分母に含まれる。この違いには特に注意が必要である。

上で見たように，文科省は「標準的な」GPAをアメリカのものと考えており，かつ，(1)で見たように，「評価の設定を標準的な在り方に揃える」ことを求めている。アメリカでの標準的な成績評定は，(5)にあるA, B, C, D, Fのような簡潔な5段階ではなく，(A+,) A, A-, B+, B, B-, C+, C, C-, D, Fのような，それぞれの評定にプラスやマイナスがついた中間的な評定を設けるやり方が標準的である。よって，「国際通用性ある」GPAの計算式は，(5)に中間的な評定が入ってくるものということになる。

以上をまとめる。文科省は，日本の各大学に対して次の求めていると考えておいて差し支えない。

(6) 文科省が各大学に求めていること

- ・ GPAを導入し，厳格な成績評価を同時に進めることで，それを教育の質保証の手段とする¹
- ・ そのGPAは「国際通用性ある」ものでなければならない
- ・ 「国際通用性ある」GPAは北米の大学のものを想定している
- ・ 北米型のGPAでは，
 - GPA=2.0以上が卒業要件である
 - 最低合格評定はDであり，GPは1.0である
 - A-やB+のような中間的な評定がある
 - GPA計算式の分母には不合格になった科目も含まれる

3. 信州大学の中期計画

国立大学法人は，6ヶ年計画のもとで動いている。2010年度から第二期中期目標計画期間がすでに始まっているが，信州大学は次の中期計画の一つとしてを次を設定している。

- (7) 05-06 学士課程において成績評価分布の公表により成績評価の厳格化を進めるとともに，その上でGPA制度等の活用を図る。

ここでは次の2点に注目したい。

(8) 中期計画での GPA

- ・ GPA の導入を前提としている
- ・「成績評価の厳格化」と同時に進めるべきものとされている

中期計画は国や社会と信州大学との約束であるので、中期計画に掲げた以上、信州大学は GPA を必ず導入しなければならないことは言うまでもない。

また、GPA 制度が機能するためには「成績評価の厳格化」も同時進行していなければならないため、GPA を考える際には、「成績評価の厳格化」をどう進めていくかも当然見通しを立てておくことが必要である。この中期計画では、「成績評価分布の公表」を「成績評価の厳格化」の手段として設定している。それはそれで進めるとして、本稿では、GPA の視点から、「成績評価の厳格化」をどう進めていくかについても考察する。

ここまでの部分では、GPA の概要をまず見た後、2 節と 3 節で、GPA を導入しなければならない理由を見た。端的に言えば、それは次の通りである。

(9) GPA を導入しなければならない理由

文部科学省が求めているから

中期計画で導入することをうたっているから

さて、中期計画が GPA に言及しているのは、実は第二期中期目標計画策定段階で、文部科学省の『例示』に GPA があげられていた、という理由による。つまり、中期計画で GPA に言及しているのも、実は信州大学の自主的な判断によるものであるとは言い難い。このように、GPA 導入は、実際のところは、上からの押し付けであると言って差し支えない。

しかし、仮に GPA が押し付けられたものであったとしても、それを意味あるものにするかどうかは信州大学の力量次第である。どうせ導入するからには、導入の理由とは全く独立に、GPA を信州大学の教育文化を育てるための道具にしていく方向を考える、というのが大人の分別というものであろう。以下、本稿の後半部分では、2 回の GPA 勉強会で出された質問を踏まえながら、信州大学の GPA 制度としてどのような考え、それによってどのような教育文化をめざすのか、を考察していく。

4. GPA 導入のロードマップとアドバイザー制度

第一期の反省から、現第二期中期計画期間では、期間を前半・後半の2つ

に分け、前半が終わった段階で、各々の中期計画の達成についてある程度の担保が取れている、という状態をめざしていきたいと考えている。GPAについても、第二期の前半が終わる平成24年度の3月には、翌月からGPAの暫定運用を開始できるだけの準備を整えておきたい。また中期計画期間の最終年度には、GPAを卒業要件とするかどうかについての意思決定が必要である。この2点を軸として、GPAに関するロードマップはおよそ次のようなものになるはずである。

(10) GPA導入に関するロードマップ

- ・平成23年12月、計算式を評議会決定
- ・平成24年4月、暫定運用開始
- ・平成24年度中にGPA値をどう使うかを各部局で決定
- ・平成25年4月、入学生に対し運用開始
- ・平成26年12月までに卒業要件に関して決定

GPA導入に関しては、低い成績を取った学生の指導についても求められている。次に再掲する(1)は中教審答申からの引用だが、(11)はそれに続く部分である。

(1) ◆ GPA等の客観的な基準を学内で共有し、教育の質保証に向けて厳格に適用する。

GPAを導入・実施する場合は、以下の点に留意する。

- ・国際的にGPAとして通用する仕組みとする（例えば、評価の設定を標準的な在り方に揃える、不可となった科目も平均点に算入する、留年や退学の勧告等の基準とするなど）。（同答申 p.27, 下線は筆者）

(11) ・アドバイザー制を導入するなど、きめ細かな履修指導や学習支援をあわせて行う。

- ・教員間で、成績評価結果の分布などに関する情報を共有し、これに基づくFDを実施し、その後の改善に生かす。
- ・その他単位制度の実質化に向けた諸方策を総合的に講じる。（*ibid.*下線は筆者）

GPAを導入する際にはアドバイザー制も同時に整備する必要があることは、同答申だけでなく、例えば絹川(2006)も強く推奨するところである。(10)のロードマップには、履修指導・学生指導の整備も盛られなければならない。ただし、この点については注意が必要である。アドバイザー制度については、例えば北米では、授業を担当しないアドバイザー専門職がいるのが普通である²。日本ではそのような職種はなく、おそらく担任教員が担当することに

なるだろうが、周知のように日本の大学教員はアドバイザーとしての訓練を受けてきていない。このように、アドバイザー制はもちろん必要ではあるものの、北米の大学と事情が全く違っている、という認識のもとで準備を進める必要があることを特に付記しておきたい。

5. 「厳格な成績評価」と「納得できる成績評価」

「厳格な成績評価」は、中教審答申・信州大学の中期計画、ともに GPA と同時進行で進めていくものとされていることを上で見た。それでは「厳格な成績評価」はどのようにして実現していけばいいのだろうか。また、「厳格な成績評価」とはそもそも何なのであろうか。

中教審答申の考える「厳格な成績評価」は、個々の授業で到達目標を決め、成績評価基準を明確にした上で成績評価を行う、ということのようである³。この考え方には全く同意できるし、またこのように進んで行かなければならないだろう。しかし現実的にこれが機能するか、という点においては、掲げるべき旗としては望ましくないように思われる。その理由は次である。

(12) 「厳格な成績評価」の問題点

- ・ 教員管理の目線ではないだろうか？
- ・ 授業の主体たるべき学生が抜け落ちていないだろうか？

教員管理の目線であること自体は大きな問題ではないかもしれない。実際、管理は必要である。しかしながら、(12)の2点目、つまり「学生不在」は決定的な欠点であるように思われる。

個々の授業で①到達目標を定め、②成績評価基準を明確にする、ということ自体は、現行のシラバスでもある程度行われている。しかし、そのようなシラバスのもとに行われている授業であったとしても、もし学生に「この授業では厳格な成績評価が行われましたか？」というアンケートをしたとしたら、受講生の回答は「分かりません」としか答えようがないのではないだろうか。シラバス上の成績評価基準は、多くのものが「〇〇が 50%、△△が 30%、××が 20%の割合で成績評価する」という割合の記述であって、例えば最終試験の問題ごとに「これだけでできていれば何点」という評価基準ではない。もし后者であるなら、受講生は自分の得点の理由が分かるが、前者ではそれは分からないからである。

授業の主体は学生である。これは「きれいごと」ではない。現実にもそうではないのであって、例えば教員の自己実現のために授業があってはならないのである。授業は、カリキュラムの目標を分担して実現するために配置されているが、カリキュラムの目標が教育成果（の具体的記述）であ

る以上、そのカリキュラムの目標、つまり教育成果、を達成していくのは個々の学生である。そういう理由で、授業の主体は学生でなければならない。

では、今度は学生の立場に立って成績というものを考えてみよう。学生の立場から見た「正しい成績評価」は、評価が厳格であるかどうか、よりは、自分がその成績に納得できるかどうか、ではないだろうか。

受講生が自分の成績に納得できるかどうかの条件は次のものであるように思われる。

(13) 受講生が成績に納得するための条件

- a. 受講生が授業での自分のパフォーマンス（小試験やレポート等）の評価を数値的に自分でモニターできていること
- b. 成績が受講生のパフォーマンスの評価のみで判定されていること
- c. 成績が期末試験や期末レポートの一発勝負で決まるのではなく、少なくとも学期の中間に一度中間評価がなされ、望ましくはそれ以外にも何回かの評価の機会があること
- d. それぞれの評価の機会ごとに、どういうパフォーマンスなら（＝どういう答案なら）どういう点になる、という採点基準が示されていること

(13a)の状態、つまり受講生が自分のパフォーマンスを数値的にモニターできているためには次が必要である。

(14) (13a)が成立するための条件

期末のものも含めて、それらの評価が受講生にフィードバックされており、その出来が数値的な評価として受講生に通知されていること

(13c)は、一発勝負で成績が決まるよりは、できるだけ多くの評価機会があり、その累積で成績が付けられる方がより納得しやすい、ということを行っている。(13d)は、それぞれの評価機会に採点基準が示されていれば、受講生はより納得しやすい、ということを行っている。

(13a~c)による評価法は「形成的評価」として知られているものである。この【形成的評価プラス(13d)の意味での採点基準の明示】をできる範囲で進めていけば、「納得できる成績評価」を信州大学の教育文化とすることは、決して夢物語ではないと考えている。(13)と(14)は、全ての授業で行われている、とは言えないであろう。しかし部分的には、何らかの形で多くの授業で行われているものと思われる。そのような意味で、(13)(14)、つまり「納得できる成績評価」は、決して非現実的な目標ではない。

6. 卒業要件としての GPA と評定の区分

2 節で、(i) 文部科学省は GPA のモデルとして北米の大学でのものを想定していることと、(ii) 北米の大学では、A, B, C, D, F のような簡潔な 5 段階の評定区分ではなく、(A+,) A, A-, B+, B, B-, C+, C, D, F のような、それぞれの評定にプラスやマイナスがついた中間的な評定を設けるやり方が標準的であることを見た。しかしながら、中教審答申『学士課程教育の構築に向けて』では中間的な評定に関する言及はないので、同答申の中で(i)と(ii)が結び付けられて考えられているわけではない（が(i)の立場を取る限り、論理的必然ではある）。本節では、文部科学省の意向または推測されるロジックとは独立に、次の 3 通りの評定区分の利点と難点を考察する。

現行制度 評定	素点	新制度		
		評定	意味	GP
S	90-100	A	卓越している	4.00
A	80-89	B	優れている	3.00
B	70-79	C	十分である	2.00
C	60-69	D	十分ではないが 不合格とはしない	1.00
F	0-59	F	不合格	0.00

表 1 現行制度を踏襲した区分

現行制度 評定	素点	新制度		
		評定	意味	GP
S	90-100	A	卓越している	4.00
A	85-89	A-		3.67
	B	80-84	B+	優れている
75-79		B	3.00	
C	70-74	B-	合格	2.67
	65-69	C+		2.33

	60-64	C		2.00
F	50-59	D	十分ではないが 不合格とはしな い	1.00
	0-49	F	不合格	0.00

表2 素点を基準に成績を細分化した区分の一例

現行制度 評定	素点	新制度		
		評定	意味	GP
S	90-100	A+	卓越している	4.00
A	85-89	A		4.00
	80-84	A-		3.70
B	77-79	B+	優れている	3.30
	73-76	B		3.00
	70-72	B-		2.70
C	67-69	C+	合格	2.30
	63-66	C		2.00
	60-62	C-		1.70
F	57-59	D+	十分ではないが 不合格とはしな い	1.30
	53-56	D		1.00
	50-52	D-		0.70
	0-49	F	不合格	0.00

表3 北米方式を採用した区分⁴の一例

GPA を卒業要件に組み込むことを想定した場合、合格最低ラインを現行の C ではなく、それより下の D を設定する必要がある。と言うのは、現行の C は GP=1.0 となり、それより下の評定の GP は不合格の F で GP=0 であるため、卒業要件を 1.0 とせざるを得ない。その場合、卒業要件 GPA=1.0 は、「全ての授業で合格する」と同義であるため、少なくとも、GPA を卒業要件に組み込む意味はなくなる⁵。よって、GPA を卒業要件に組み入れるためには、合格最低ラインを GP=1.0 とし、現行の C を GP=2.0 とする必要がある。表 1, 2, 3 はその想定に立った上でのものであり、合格最低ラインを GP=1.0 と設定してある。これは次の意味を持つ。

(15) 「教育の質保証」の観点からの GPA 制度の意味

卒業要件として GPA=2.0 を設定する⁶ことは、「最低の成績を取り続ける学生は卒業させないし、させていない」というメッセージである。

表 1 は現行制度をそのまま GPA 対応型に移行させた場合であり、表 2 と表 3 は北米で行われている評定区分を採用した場合のものである。それぞれの利点・難点は次のものであろう。

(16) 表 1 タイプの利点

- ・現行制度と実質的な変更はない

(17) 表 1 タイプの難点

- ・評定区分が細かい方が GPA が高くなりがちであるとしたら、海外の学生と信州大学の学生を比較する場合、信州大学の学生が不利になり得る
- ・中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」のロジックから言えば表 2 タイプが求められるはずである（が実際には今のところは求められていない）

(18) 表 2 と表 3 タイプの利点

- ・評定区分が細かい方が学生の実態を反映しやすいため、結果として学生の公平感が増す
- ・海外の学生と比較する場合の不利益はない
- ・中教審答申「学士課程教育の構築に向けて」のロジックから言えば表 2 と表 3 タイプが求められるはずである（が実際には今のところは求められていない）

(19) 表 2 と表 3 タイプの難点

- ・現行制度からは大きな変更である

表 1 タイプの 5 段階評価では、例えば 79 点も 70 点も同じ B の評定が付く。一方、中間的な評定を設定する表 2 と表 3 タイプのものでは、例えば 79 点ならば B、70 点ならば B- というように、9 点差を評定の違いに反映させることができる。(18)の第 1 項が言っているのはそういうことである。GPA 導入を「納得できる成績評価」という教育文化醸成の機会としたいと 5 節で表明したが、よりきめ細かな成績評定区分は、その方向に合致するものである。本稿では表 2 または表 3 タイプのものを推奨したい。

本稿では、GPA を卒業要件に組み入れることを想定して考察を進めている。GPA を卒業要件に組み入れるには、それと同時に進めなければならないいくつかの付随措置があることが知られている。まず、第一にアドバイザー制度の整備があげられるが、それについては 4 節ですで見たと見えた。次いで、「再履

修制度」と「履修撤回制度」も整備しておく必要がある。一橋大学では、「すべての既単位取得科目の再履修を認める。ただし、再履修で取得した成績が、既取得成績に上書きされる」と定めている⁷。学生がある学期で D ばかり取ったとする。D の GP は 1.0 であるため、そのままでは、卒業要件 GPA=2.0 に届かなくなってしまう。しかしその学生が例えば次の学期にそれらのうちいくつかを再履修し、よい成績で過去に取った D を上書きすることができれば、十分に挽回可能である。このように、再履修で成績を上書きする制度は、GPA を卒業要件に組み入れる場合には必要不可欠な措置となる⁸。

7. 予想される学生の履修行動とその対処

GPA を導入することにより、次のような学生の履修行動に更に拍車がかかることが危惧されている⁹。

(20) GPA 導入に際し危惧される学生の履修行動

- a. 卒業要件ギリギリの単位数でよい成績を取ろうとし、新しい分野に挑戦するという気概がない
- b. よい成績をくれる授業を集中して選択する

GPA 導入によって、学生には、よい成績を取らなければならない、というプレッシャーは間違いなくかかることだろう。その結果、学生が今より熱心に勉強するようになれば何も問題はない。しかし、(20)のような履修行動についても当然予測しておかなければならない。

北海道大学では、(20a)への対処として、例えば専攻分野以外で授業を取る時にはそれを GPA に参入する・しないを学生本人がある程度自分で選べるような仕組みを考えることで対処することを検討している¹⁰。また、シンガポール国立大学では、幅広い授業の選択を奨励するために、成績の悪い科目を 2~3 科目まであとで登録を消すことができる制度があり、また北海道大学でもこれについても検討している。いわゆる「幅広い履修」を確保する措置としてはこのような先行実施例があり、検討に値する。

(20b)に対して、例えば一橋大学では、「A を付けるのは合格者数の 3 割を上限にする」という努力目標を設定している¹¹が、そのような措置は速効性があるだろう。検討に値すると思われる。また、信州大学は、3 節の(7)で見たように、「成績評価分布の公表により成績評価の厳格化を進める」ことを中期計画でうたっている。これは、成績評価分布を資料とした FD を進めることにより、説明のつかない成績の偏りを是正していこう、という趣旨であり、やはり(20b)に対して効力があるものと考えられる。

それらとは別に、本稿では、5 節で主張した「納得できる成績評価」を信

州大学の教育文化とする，という方向性からの対処を検討したい。そこでは，授業の成績を，一発勝負ではなく，数回の評価機会で成績を積み上げていく，いわゆる「形成的評価」によりつける，という方向性を主張した。このラインで考えれば，次のシナリオが想定される。

(21) 形成的評価導入後の「楽しんでいい成績が取れる授業」

昨年度までは授業に出ていれば単位が取れた

→ しかし，形成的評価が導入された

→ そのため，数回のレポート課題が課せられるようになった

→ そのため，「楽しんで」いい成績を取れる授業ではなくなった

もちろん(21)のシナリオは楽観的に過ぎる。まず、第一に大人数教室での授業では，一回の試験・レポートだけでも採点は非常に大変であるのに，それを学期内に複数回行うことを求めるのは現実的ではない。よって，このシナリオが機能するためには，例えば 100 名を超える大人数授業をなくす，という措置¹²が先行しなければならない。また，仮に受講者数が 100 名を超えない授業ばかりになったとしても，100 名近い受講生がいる授業でどのように形成的評価を行えばいいのか，という問題は依然として残る。しかし，実は，形成的評価という仕組み自体は，人数に左右されないものである。例えば，学習支援プラットフォーム（信州大学で言えば eALPS2.0）上では，小テストを設定し，それを自動採点・自動集計することができる。その累積結果で成績を付ければ，それは形成的評価をしたことになる。一方，「納得できる成績評価」では，学生のパフォーマンスを評価した上で添削指導する，というプロセスが不可欠であるのだが，大人数ではそれは難しい。よってその部分は小テストに関して結果の全体的な講評を授業内で行う，というやり方である程度は補うことができるだろう。このような措置の積み重ねによって(20b)に対処することは決して不可能ではないと思われる。

8. 終わりに～GPA 導入によって狙えることと狙うべきでないこと～

GPA 勉強会では，「GPA は，例えば人間力とか，学士力とか，信州大学ディプロマポリシー等の指標にはならないのではないか？」という指摘があった。これはその指摘の通りである。GPA は文字通り「評定点平均値」であって，それ以上でもなければそれ以下でもない。GPA は授業の成績に関しての学生のパフォーマンスの数値であるため，無事卒業するための指導の資料や，また学生が自分のパフォーマンスを数値的に把握するための道具にはなる。しかし，例えば人間として成熟度等を測る指標にはなり得ないし，またそのような使い方を期待してよいものでもない。

GPA の運用にあたっては、要するに、個々の授業で成績をどうやって付けるか、が最も問題になる。本稿では、GPA 導入を「納得できる成績評価」を信州大学の教育文化にする機会として考えている。GPA 導入は、2 節・3 節の意味において「強いられて」導入するものである。しかし、どうせ導入しなければならないなら、それで得られる果実をしっかりと見据えて制度設計すべきである、というのが本稿の最も強調したいところである。「納得できる成績評価」は、そのような果実の中核として考えている。しかしそれ以外にも、さまざまなものがあり得るだろう。例えば、仮に、「信州大学では現場経験を重視した教育を行う」というような方針を立てたとしてみよう。上の段落で見たように、そのような方針を GPA 数値に直接反映させたり、また GPA をその指標としたりすることはできない相談である。しかし、GPA に関する議論をしていく中で、そのような教育機会を大学として積極的に単位化していくことで、信州大学の教育方針を「単位」という形で具体化・具現化していくことは可能であるし、また進めていくべきであろう。GPA の議論を進める中で、信州大学の教育方針が見える形にして行き、合意形成を図って行くということが極めて重要である。

注

¹ 「(ア) このため、教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化するとともに、GPA をはじめとする客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価に当たっていくことが強く求められる。(同答申 p.26, 下線は筆者)」

筆者の一人は GPA 勉強会において同答申が GPA を成績評価の厳格化の手段として求めている、という趣旨の発言をした。それは誤りであり、この引用から分かるように、正しくは、成績評価の厳格化(つまり成績評価基準の明示とそれに従った成績評価)を GPA 導入と同時に進める、というのが同答申の趣旨である。

² 山田礼子監訳(2007)『初年次教育ハンドブック』。

³ 注 1 の引用部分を参照。

⁴ A+と A を 4.00 とする GPA 算出を採択している大学の例は多くある。例えば、カナダの Toronto 大学、アメリカの UCLA(University of California Los Angeles)などが代表的である。1960 年代に A+と A を両方とも 4.00 するのは不公平だと主張し、GPA 廃止が提案されたこともある。一方、A+を 4.30 や 4.33 とする GPA 算出をする大学も多くある。この論文ではこのような GPA のインフレなどについては議論しない。

⁵ 正確に言えば、B 以上の成績をいくつかの授業で取ることによって、GPA=1.0 という卒業要件に関してはいくつかの授業で取った不可を無効にできる。しかし、GPA とは別にある「定められた単位数を取得しなければならない」という卒業要件に関しては、「取った不可を別の授業でよい成績を取ることでカバーする」という手は効かないため、実際にはこのようなケースを考慮する必要はない。

⁶ ここでは標準的な数値として 2.0 としているが、(15)が意味を持つためには、卒業要件は GPA=1.0 より高いものを設定すればよく、2.0 である必要はない。

⁷ 一橋大学「GPA 制度の導入について (GPA 制度検討 WG 報告書) 骨子」。

www.hit-u.ac.jp/kyomu/info/pdf/H19_02_gpa_report.pdf

⁸ 一橋大学の「履修撤回」制度については、一橋大学 GPA 制度検討 WG(2006), 『GPA 制度検討 WG 最終報告』を参照されたい。

www.hit-u.ac.jp/kyomu/info/pdf/H19_02_gpa_report.pdf

9 信州大学での2回のGPA勉強会ではこのような危惧が繰り返し指摘された。この問題は、一橋大学の2010年度第1回全学FD『GPA制度本格導入後の成績評価を考える』でも中心的課題として設定されている。

10 北海道大学総長室・教育改革室 GPA・上限設定・成績評価実施検討WG(2005), 『GPA制度における「パス・ノンパス(P/NP)制度」の導入について』

<http://educate.academic.hokudai.ac.jp/GPA/pass%20non-pass17.12.19.pdf>

11 一橋大学2010年度第1回全学FD『GPA制度本格導入後の成績評価を考える』。

12 大人数が集まる授業はよい授業であると言って差し支えない。そのため、そのような授業を担当している教員には、他の授業を開設することを控えて、その授業を複数開設してもらうような対処が考えられる。

参考文献

一橋大学「GPA制度の導入について（GPA制度検討WG報告書）骨子」。

www.hit-u.ac.jp/kyomu/info/pdf/H19_02_gpa_report.pdf

一橋大学GPA制度検討WG(2006), 「GPA制度検討WG最終報告」。

www.hit-u.ac.jp/kyomu/info/pdf/H19_02_gpa_report.pdf

北海道大学総長室・教育改革室 GPA・上限設定・成績評価実施検討WG(2005), 「GPA制度における「パス・ノンパス(P/NP)制度」の導入について」

<http://educate.academic.hokudai.ac.jp/GPA/pass%20non-pass17.12.19.pdf>

絹川正吉(2006), 『大学教育の思想—学士課程教育のデザイン—』, 東信堂; 東京。

中央教育審議会(2008), 『学士課程教育の構築に向けて（答申）』, 文部科学省。

山田礼子監訳(2007), 『初年次教育ハンドブック』, 丸善; 東京。

(信州大学 全学教育機構 教授)

(信州大学 全学教育機構 准教授)

2011年1月11日受理 2011年2月8日採録決定